

法律第 二 號
起 昭和 三 年 六 月 二 日
決 定 昭 和 三 年 六 月 二 日
施 行 昭 和 三 年 六 月 二 日

法律第 二 號
起 昭和 三 年 六 月 二 日
決 定 昭 和 三 年 六 月 二 日
施 行 昭 和 三 年 六 月 二 日

年 月 日

総 理 廳 官 房 法 務 課 長

法 制 局
内 閣 事 務 局 長 官

ダイライト・セイジヤング・メイムに關する件
標記の件に付いて別紙のとおり終戦連絡中央事務局

総務部庶務課長より連絡があつたので、暫くの間
知する。

供覽

絡総総第一一四五号

昭和二十二年五月三十日

終戦連絡中央事務局総務部総務課長

終戦連絡中央事務局

終戦連絡中央事務局

終戦連絡官房総務課長 殿

デイラスト・セイヴィング・タイムに関する件

五月二十七日総司令部連絡部から本件実施の公算は相当大であるから、日本政府側においても、その積りで種々準備を進められる事しかるべしとの内報があつた。

なお内閣以外の各省に対しては本件当方から直接に連絡する。

外務省

裏面白紙